

## 発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2023年12月 6 日
【発行者の名称】	ワンビ株式会社 (OneBe, Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 加藤 貴
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿四丁目 3 番17号
【電話番号】	03-6856-4814 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長兼管理部長 荻原 裕英
【担当J-Adviserの名称】	Jトラストグローバル証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 昇太郎
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番 3 号 恵比寿ガーデンプレイスタワー 7 階
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	<a href="https://www.jtg-sec.co.jp/hs/financial.htm">https://www.jtg-sec.co.jp/hs/financial.htm</a>
【電話番号】	03-4560-0200 (代表)
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を 2024年 1 月11日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。 当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第 3 項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。 なお、振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	ワンビ株式会社 <a href="https://www.onebe.co.jp/">https://www.onebe.co.jp/</a> 株式会社東京証券取引所 <a href="https://www.jpx.co.jp">https://www.jpx.co.jp</a>

## 【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

## 第2【企業の概況】

### 1【主要な経営指標等の推移】

回次		第15期	第16期	第17期
決算年月		2021年3月	2022年3月	2023年3月
売上高	(千円)	382,892	425,928	473,315
経常利益	(千円)	17,444	66,850	152,102
当期純利益	(千円)	6,483	62,979	124,228
純資産額	(千円)	47,244	109,351	233,579
総資産額	(千円)	494,526	564,129	693,082
1株当たり純資産額	(円)	72.68	168.23	359.35
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額	(円)	9.97	96.89	191.12
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	9.6	19.4	33.7
自己資本利益率	(%)	14.7	80.4	72.5
株価収益率	(倍)	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	19,143	77,320	69,782
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△19,874	4,440	56,355
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△7,104	△6,266	△5,436
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	316,797	392,291	512,993
従業員数(他、平均臨時雇用者数)	(人)	25 (—)	21 (—)	25 (—)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る経営指標等の推移については、記載しておりません。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第16期事業年度の期首から適用しており、第16期事業年度以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については配当を実施しておりませんので、記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

6. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 当社は、2023年10月16日開催の定時取締役会決議により、2023年11月2日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
8. 株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第17期の財務諸表については、そうせい監査法人による監査を受けておりますが、第15期及び第16期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。

## 2【沿革】

当社の設立以降、現在に至るまでの経緯は、次のとおりであります。

年月	概要
2006年5月	個人情報保護法によりパソコンの持ち出しを禁止することになり、ITの有効活用ができないことを解決するための情報漏えい対策ソリューションの開発及び販売を行うことを目的として、東京都中央区にて、ワンビ株式会社を設立
2006年8月	パソコンを持ち出した時の盗難や紛失により、情報漏えいのリスクを起してしまった場合に、遠隔からパソコンを操作できないようにすることまたはパソコンに存在するデータを消去することで情報漏えい防ぐことを可能にした「トラストデリート」を企業および個人向けに提供開始
2006年10月	本社を東京都渋谷区に移転
2009年12月	Microsoft Azureに対応した「トラストデリート」クラウドサービスを提供開始
2013年1月	シャットダウン時からの消去を実現した「トラストデリート パナソニック版」を提供開始
2014年9月	不正持出・利用防止ソリューション「OneBe UNO」を提供開始
2016年11月	遠隔データ消去方法に関する特許を取得（特許第6045104号）
2017年3月	チエル株式会社と資本・業務提携を開始
2017年9月	VAIO PCと連携する「TRUST DELETE Biz for VAIO」を提供開始
2018年4月	フルワイプ（注）1に対応したエンドポイントセキュリティ「TRUST DELETE prime」を提供開始
2018年5月	一般社団法人コンピュータソフトウェア協会（注）2と協業し、データ適正消去実行証明書発行事業を開始 データ適正消去実行証明協議会（ADEC：Association of Data Erase Certification）を発足
2018年8月	本社を東京都新宿区に移転
2020年12月	データ消去プログラムおよび管理サーバに関する特許を取得（特許第6813778号）
2021年2月	データ適正消去実行証明書発行を実現した「TRUST DELETE prime+」を提供開始
2021年3月	ネットアップ合同会社が提供するストレージのデバイス消去にデータ適正消去実行証明書の発行機能を備えた「Storage LCM」を提供開始
2022年3月	IT資産の適正な処理を実現する「TRUST DELETE ITAD（注）3」を提供開始
2022年11月	データ消去後のリカバリ情報保持に関する特許を取得（特許第7181531号）
2023年1月	災害時のデータ消去、ロック等の措置に関する特許を取得（特許7214084号）

（注）1. パソコン内にあるデータを上書き消去することで、復元ツールを使っても復元が困難な状態にすることをいう。

2. 現在は、一般社団法人ソフトウェア協会。

3. IT Asset Dispositionの略称。IT資産の処理において、今までの物理破壊や磁気消去による処理では再利用できないIT資産となっていたが、ソフトウェア消去により再利用できるIT資産として適正に処理することをいう。

### 3【事業の内容】

当社は、「私たちが、データ漏えいを防ぐ」という経営理念のもと、当社独自技術である「遠隔データ消去技術」を利用した自社開発製品「TRUST DELETE」シリーズを軸に、企業やビジネスパーソンが何らかの事象でエンドポイントデバイス（注）1の盗難や紛失に遭遇した際の情報漏えいを未然に防ぐための製品を、クラウドサービス（注）2を通じたSaaS（Software as a Service）（注）3の形態で提供しています。

具体的には、ビジネスパーソンが業務において利用するパソコンを社外に持ち出し、予期せぬ事態による盗難や置忘れにより紛失してしまった場合、当社の独自技術により、パソコンの所在場所が不明な状態でも遠隔からそのパソコンが起動できないように操作したり、遠隔から保管しているデータの消去命令を発行したりすることで、データ漏えいを防ぐことを可能としています。

また当社は、エンドポイントデバイスの譲渡や廃棄の際に、そのデバイス内に残ったデータに対し消去を実施したことを証明する「データ消去の際の第三者証明書発行」サービス（以下、データ消去証明ビジネス）に積極的に参画しております（注）4。

当社が実施するデータ消去技術は、データ適正消去実行証明協議会（Association of Date Erase Certification、以下「ADEC」という。）から認証を受けたデータ消去ソフトウェアであり、当社はその消去事業者として認定されており、データ適正消去実行証明書を発行することが可能となっております。

- （注）
1. ネットワークに接続されたパソコンや携帯電話などのネットワーク端末の総称をいう。
  2. インターネットなどのコンピュータネットワークを経由してITシステムを利用する仕組みの総称をいう。ソフトウェア、ハードウェアを所有してITシステムを利用することに比べ、ITシステムに掛かる開発や保守・運用の負担が軽減するだけでなく、提供者側が行うバージョンアップなどの機能改善を手間なく更新することができるなど利便性が高く、現在普及が進んでいる。
  3. ソフトウェアをクラウドサービスとしてネットワーク経由で顧客に提供するサービス形態の総称をいう。
  4. ソフトウェア産業の発展を目的として、一般社団法人コンピュータソフトウェア協会とデータ適正消去実行証明書発行事業を担う協議会であるADECを発足し、推進している。

当社は、情報漏えい対策ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しておりますが、以下にサービス分野別に「TRUST DELETEシリーズ製品」「データ消去証明ビジネス」の二つの区分に分けて事業内容を記載いたします。

#### （1）TRUST DELETE シリーズ製品

主要な製品は、「TRUST DELETE prime+」「TRUST DELETE Biz+」「TRUST DELETE Bizパナソニック版 Plus」「TRUST DELETE Biz for VAIO PC」となります。TRUST DELETEシリーズ製品では、「モバイルパソコンの情報漏えいと不正利用を防ぎ、安心・安全なモバイルワークを推進」をコンセプトにして法人向けに販売代理店を介して展開しております。「TRUST DELETE」を導入していただいた顧客は、企業が抱える「パソコンを社外に持ち出すことができないために在宅勤務を導入できない」、「過去にパソコンを紛失して罰した社員が退職してしまった」、「ITを活用して効率よくお客様と接したい」といった課題が解決できるようになります。

また、TRUST DELETE prime+については、今後当社が目指す、データ適正消去実行証明書の発行にも対応しております。また、一部個人向け製品としてリモートワイプ製品を提供しております。

##### ①「TRUST DELETE prime +」

盗難・紛失に遭ったパソコンに保存されている個人情報や機密データを遠隔から消去およびロックするだけでなく、ネットワークや位置情報などの利用状態の変化を監視することでロック、アラームを発動し、不正利用を抑制します。さらに、管理者に代わって24時間365日いつでも命令を発行できるコールセンター（TRUST DELETE 24）を設置し、専任のIT管理者がいない中小企業においても導入がしやすいクラウド型情報漏えい対策ソリューションとなっております。

また、ADECの第三者データ適正消去実行証明書を発行できる権利を付与し、リサイクルや廃棄の際に安心してご利用できます。

本製品は、SaaSモデル以外にも、官公庁やセキュリティレベルの高い企業における閉域ネットワーク網内での利用を想定した「TRUST DELETE OP（トラストデリート オーピー）」というオンプレミス環境に適したサービスも用意するなど、あらゆる環境下でご利用できるようにしております。特に「TRUST DELETE OP」は、大規模で複数年契約であるケースが多くなっています。

## ②「TRUST DELETE Biz」パソコンメーカーとの共同開発モデル

「TRUST DELETE Biz パナソニック版 Plus」は、パナソニック社との共同開発により、WAN（LTE通信）（注）5モジュールを搭載したパナソニック社製パソコンLet's noteシリーズに特化したクラウド型情報漏えい対策ソリューションです。携帯電話通信網のSMS（ショートメッセージ）経由で命令を送信し、パソコンが電源オフの状態からでもドライブ（SSD/HDD）内の全領域の消去、GPSを利用した位置情報の取得、パソコンのロック、アラームの発動を可能としています。

「TRUST DELETE Biz for VAIO PC」は、VAIO社との共同開発によりインターネットに接続していない状態で起動している携帯電話通信網のSMS（ショートメッセージ）経由で命令を受信することができます。また、BIOS（注）6上のUEFI（注）7の消去プログラムによって、暗号化ディスクやBIOSパスワードが動作している状態においても消去を実行することができます。

（注）5. Wide Area Networkの略称。LAN（Local Area Network）に比較して広い範囲におよぶネットワーク網のことをいう。LTE（Long Term Evolution）通信とは、携帯電話通信規格のひとつで、第3世代携帯の通信規格（3G）を更に高速化させたものをいう。

6. Basic Input / Output Systemの略称。パソコンのマザーボード上に搭載されているプログラムであり、CPUやハードディスクなどのハードウェアの制御を行っている。

7. Unified Extensible Firmware Interfaceの略称。BIOSの後継、拡張されたファームウェアとしてハードウェアの制御を行っている。

## （2）データ消去証明ビジネス

主なサービスおよび製品は、ADECサーバの運用保守受託とエンタープライズ向けストレージのデバイス消去を実行する「Storage LCM」、エンタープライズが所有するIT資産の適正な処理を実現し、企業の情報漏えいなどのセキュリティリスクを低減する「TRUST DELETE ITAD」「OneBe Wipe」であります。

### ①ADECサーバの運用保守受託

データ消去証明ビジネスでは、ADECが運営している証明書発行サーバの開発を請け負っております。2018年2月に発足したADECは、データの適正な消去のあり方を調査・研究し、その技術的な基準を策定するとともに、これに基づいてデータの適正消去が実行されたことを証明するための第三者的な証明制度の普及・啓発を図り、我が国における健全で安心安全な循環型IT社会の実現に寄与することを目的とし、当社では証明書を発行するための基盤システム（ADECシステム）の開発および保守を受託しております。またデータ消去事業者が、ADECシステムを通じて証明書を発行する際に、証明書の発行数に応じた利用料を収益計上しております。

※「ADECサーバの運用保守受託」については、2024年3月末で契約終了となることから、2025年3月期以降の業績には計上されない見込みです。

### ②「Storage LCM」

パソコン以外にもデータ消去証明ビジネスを展開しており、データセンター事業者向けには、データセンター内にあるデータ消去対象のSSD（注）8の消去を実施するデータ消去ソリューションを提供しております。ネットアップ合同会社が提供するエンタープライズ向けストレージ管理ソフトウェアに連携させ、ADECの第三者データ適正消去実行証明書の発行を可能にするソリューション「Storage LCM（注）9」として提供しております。



③ 「TRUST DELETE ITAD」「OneBe Wipe」「TRUST WIPE」

2019年12月に起きた神奈川県庁の廃棄HDDの不正転売事件を受け、情報記憶媒体の適正な処分についてのガイドラインとして、総務省が2020年12月に「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を改定し、公表しました。改定されたセキュリティガイドラインが提唱する復元が困難な状態にデータを消去し、エンタープライズが所有するIT資産の適正な処理を実現するサービス「TRUST DELETE ITAD（注）10」を提供、また廃棄・消去事業者向けに「OneBe Wipe（注）11」を提供しております。

「TRUST WIPE」は、「OneBe Wipe」の機能に加え、パナソニック社のレッツノートに搭載の消去ファームウェアに対応することで、パソコンの廃棄・返却時に復元困難なデータ消去とデータ適正消去実行証明書の発行サービスを提供しております。

（注） 8. Solid State Driveの略称。半導体メモリをデスクドライブのように扱える補助記憶装置のことをいう。

9. Life Cycle Managementの略称。IT資産の選定から廃棄までのライフサイクルいう。ネットアップ合同会社が提供するエンタープライズ向けストレージ管理ソフトウェアで消去された状態を解析し、第三者データ適正消去実行証明書を発行するサービス。

10. IT Asset Dispositionの略称。今までの物理破壊や磁気消去による処理では再利用できなかったIT資産を、ソフトウェア消去により再利用できるように適正に処理することをいう。顧客の指定場所でデータ消去を実行またはIT資産を回収してデータ消去を実行し、データ適正消去実行証明書を発行するサービス。

11. パソコンの廃棄・返却時の情報漏えいリスク対策として、ソフトウェア消去により復元ツールを使用しても復元が困難な状態にし、データ適正消去実行証明書を発行するサービス。

## SOLUTION

ワンピのセキュリティソリューション

### 盗難・紛失対策



リモートロック・リモートワイブ  
盗難・紛失時の情報漏えい対策

### ハイブリッドワーク



テレワーク時の使用ルールを監視  
ルール違反時は自動アクション

### 安心の廃棄



廃棄・リース返却時のデータ消去  
第三者データ消去証明書

**TRUSTDELETE prime**  
PC情報漏えい対策 オールインワンソリューション

**TRUSTDELETE Biz**  
PCの盗難・紛失対策

**リモートワイブ**  
シンプル・簡単・小規模

**TRUSTDELETE ITAD**  
IT資産の適正処理と消去証明

**OneBeWipe**  
PCのデータ消去・消去証明

## JOINT DEVELOPMENT PRODUCTS

メーカー共同開発製品

### PC盗難・紛失対策

PCメーカーとの共同開発による情報漏えい対策

**TRUSTDELETE**  
電源OFF状態でもロック・消去

**TRUSTDELETE Biz**  
SMS命令でVAIO独自の安全消去

**TRUSTDELETE for VAIO**  
VAIO個人向け・簡単命令・スマホ対応

### 廃棄・リース返却対策

総務省セキュリティガイドラインが提唱するデータ消去

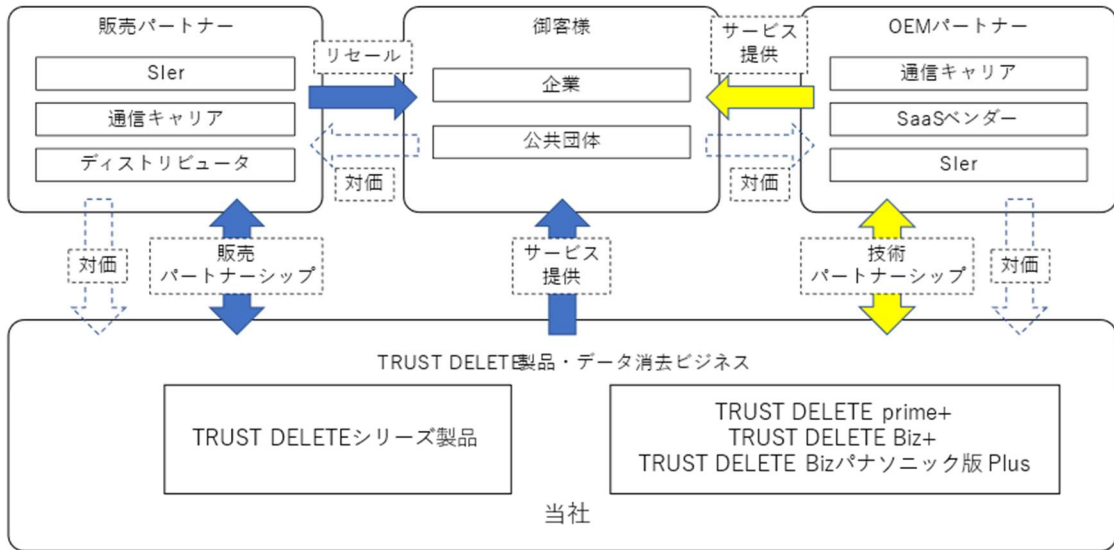
**StorageLCM**  
ストレージデータ消去証明サービス

**TRUSTWIPE**  
PCのデータ消去と消去証明

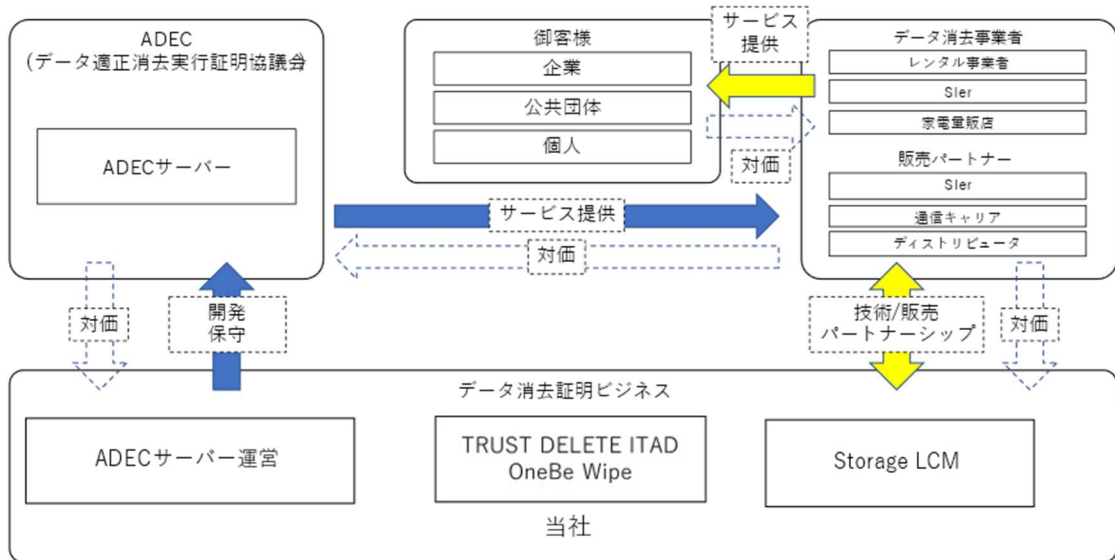
[事業系統図]

当社の事業系統図は以下のとおりであります。

(1) TRUST DELETEシリーズ製品



(2) データ消去証明ビジネス



#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合 (%)	関係内容
(その他の関係会社)  チエル株式会社 (注)	東京都 品川区	336,359	教育ソフトウェア、 ネットワークおよ びシステムの企画・ 研究開発、コンサル ティング、操作要 員・技術要員等の指 導者育成	(21.92)	資本・業務提携 当社サービスの 販売

(注) 有価証券報告書の提出会社であります。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 発行者の状況

2023年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
25	41.2	4.6	4,905

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。  
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
 3. 当社は情報漏えい対策ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載を省略しております。

##### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

### 第3【事業の状況】

#### 1【業績等の概要】

##### (1) 業績

第17期事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当事業年度における我が国の景気及び経済状況は、円安が一段落した感はあるものの、継続的な原材料・資源価格の高騰とこれに伴う物価高が家計を圧迫しております。一方で、ウィズコロナの生活様式の浸透と政府による「旅行支援」効果もあり、外食や旅行などのサービス消費が回復、インバウンド需要の急激な増加も見られます。しかし、ロシア・ウクライナ情勢の好転時期は未だ見通せず、物価上昇を上回る賃上げが広く進まなければ家計の購買力も低下して景気が下振れすることも想定されるなど、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

こうした中で、各企業では働き方改革を推進したことでテレワークを継続する傾向が見られ、それに伴うセキュリティ対策への関心も非常に高くなっており、情報漏えいを未然に防ぐ対策を強化する企業が増えてきております。

このような日本経済の動向の中、当社は主力製品である「TRUST DELETE」シリーズ製品を中心に、既存の顧客へのサービス提供による収益力拡大及び新規の案件の獲得に注力して参りました。

当事業年度の当社の経営成績は、売上高は473,315千円、営業利益は124,442千円、経常利益は152,102千円、当期純利益は124,228千円となりました。

主な理由は、主力製品である「TRUST DELETE」シリーズの販売拡大によるものです。

なお、当社の事業セグメントは情報漏えい対策ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

##### (2) キャッシュ・フローの状況

第17期事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末と比較して120,702千円増加し、512,993千円となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は、次のとおりであります。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、69,782千円の収入となりました。これは、税引前当期純利益の計上による収入152,102千円、売上債権の増加による支出36,427千円、契約負債の減少による支出15,023千円などに拠るものであります。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、56,355千円の収入となりました。これは、保険積立金の満期による収入54,186千円、無形固定資産の取得による支出2,000千円に拠るものであります。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、5,436千円の支出となりました。これは、長期借入金の返済による支出に拠るものであります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社は、生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

### (2) 受注状況

当事業年度の受注実績は、次のとおりであります。

セグメント名称	受注高 (千円)	前期同期比 (%)	受注残高 (千円)	前期同期比 (%)
情報漏えい対策 ソリューション事業	13,210	153.7	2,643	—
合計	13,210	153.7	2,643	—

(注) 受注残高の前年同期比については、1,000%を超えるため記載しておりません。

### (3) 販売実績

第17期事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当事業年度の販売実績を製品/サービスごとに示すと、次のとおりであります。

製品/ サービス	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		前年同期比 (%)
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	
TRUST DELETE シリーズ製品	385,929	90.6	418,349	88.4	108.4%
データ消去 証明ビジネス	15,265	3.6	24,944	5.3	163.4%
保守	15,487	3.7	15,500	3.2	100.1%
開発	8,667	2.0	12,696	2.7	146.5%
その他	578	0.1	1,824	0.4	315.2%
合計	425,928	100.0	473,315	100.0	111.1%

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、「情報漏えい対策ソリューション事業」の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

3. 主な相手先別の売上実績及び当該売上実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
	売上高(千円)	割合(%)	売上高(千円)	割合(%)
パナソニックコネクト株式会社	91,492	21.5	99,809	21.1
SB C&S株式会社	55,236	13.0	66,098	14.0
株式会社ネットワーク	23,977	5.6	63,938	13.5

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3 【対処すべき課題】

当社は、中期的な成長と事業のリスク分散の観点から、下記の課題について取り組む必要があると考えております。

#### (1) 人材の確保及び育成

当社の持続的な成長のためには、多岐に渡る経歴を持つ優秀な人材を採用し、開発体制や営業体制、管理体制等を整備していくことが重要であると捉えております。当社の事業領域においては、日々様々な技術革新が進み、新しい機能開発が推進されており、開発者及び営業メンバーの育成が重要であると考えております。

#### (2) 収益基盤の拡充及び強化

当社は、TRUST DELETEシリーズ製品の売上が現在の収益基盤となっておりますが、マーケットにおける更なる拡大と共にデータ消去ビジネスにおける収益基盤の強化が課題の一つと考えております。

データを適正に消去を実行したことを証明する「ADECの第三者データ適正消去実行証明書」の発行サービスのマーケットを創出するよう、レンタル・リース事業者やLCM事業者への訴求に努めることが重要と考えております。

#### (3) コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制の強化

当社が継続的な成長を続けるためには、コーポレート・ガバナンス機能と内部管理体制の強化は必須であると考えております。経営の効率化、内部統制システムの整備により統制強化を図り、今後の事業拡大に合わせて管理部門の増員を実施し、内部統制の構築を図ってまいります。

#### 4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、主として以下のものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

##### (1) 当社の事業に関するリスク

###### ①特定の販売代理店への依存に関するリスク

当社は、販売代理店を通じたサービス提供を基本的な流通経路としており、当事業年度においてもパナソニックコネクト株式会社、SB C&S株式会社、株式会社ネットワールドの売上高全体に占める売上高比率は、それぞれ21.1%、14.0%、13.5%となっており、3社合計で48.6%となっております。当社としては今後もこれらの会社と協業関係を強化し、販売代理店契約の継続を見込むとともに、他の販売代理店との契約も締結することで特定の販売代理店に依存するリスクの低減を図っておりますが、何らかの理由により契約の更新がされない場合や取引条件の変更が生ずる場合等、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

###### ②技術革新について

当社の事業領域においては、日々様々な技術革新が進み、新しい機能開発が推進されております。現在、取得済み特許（特許6045104号：存続期間満了日2032年12月6日）を中心に複数の特許を取得及び出願中であり、一定程度の優位性は確保していると考えております。データ消去等に係る技術は当社の競争力の源泉であり、TRUST DELETEシリーズ製品及びデータ消去証明ビジネスの売上の成長を支える共通基盤でもあることから、継続的な改善、強化が重要であると考えております。一方、Windows OSのみならずiOSやAndroid OSへのプラットフォームの拡大を目的に、他のベンダーとの協業も含め、新製品に向けた技術開発も必要であると考えております。

このため、当社は、優秀な技術者の採用や先進技術への投資、各種デバイスの技術習得等を通じて、技術力の向上に取り組んでまいります。しかしながら、当社のこれまでの経験が生かせないような技術革新があり、適時に対応ができない場合、技術が陳腐化し、変化に対する十分な対応が困難となった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

###### ③Microsoft Azure（注）1への依存について

当社の提供する「TRUST DELETE」シリーズ製品は、クラウド環境での製品利用の構築において、日本マイクロソフト株式会社の「Microsoft Azure」のクラウド環境を利用して顧客企業にサービスを提供しております。当社は、「Microsoft Azure」を含めたパブリッククラウド市場規模は継続的に拡大していくものと認識しております。しかしながら、「Microsoft Azure」の市場規模が縮小する場合やMicrosoft Corporation及び日本マイクロソフト株式会社の経営戦略に変更等がある場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、自然災害や事故等による不測の事態が発生し、万が一、「Microsoft Azure」自体にシステム障害が起り顧客にサービスが提供できない場合にも、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(注) 1. Microsoft Azureとは、Microsoft Corporationの子会社である日本マイクロソフト株式会社が提供する、Webサービスを通じてアクセスできるよう整備されたクラウドコンピューティングサービス群の総称をいう。

###### ④提供する製品のバグや欠陥の発生について

当社の提供する「TRUST DELETE」シリーズ製品は、製品に起因するバグや欠陥のリスク及びサービス提供開始後にOS及び他社製ドライバーのアップデートに起因する重大な動作不良が発



生する可能性があります。また、一部のTRUST DELETE Bizシリーズでは特定のパソコンメーカーのハードウェアに依存する機能を有しており、それらハードウェア側に欠陥が生じる場合には当社製品の動作不良のリスクが考えられます。当社は、予め十分な検証やテストを実施した後にサービスの提供を行っておりますが、これら当社製品に起因する問題や外部起因の問題を事前に検知すること、またその原因が当社製品でないことを判断および証明することは極めて困難です。従って、当社製品に起因するバグや欠陥による不具合及び他社製品の不具合や動作環境の変化に伴う動作不良により、顧客のサービスに著しい損害を与えた場合には、当社のブランドイメージの低下や原因調査に係るコスト増を招くことで、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑤TRUST DELETE prime製品等について

当社の提供する「TRUST DELETE prime」「TRUST DELETE prime+」「Onebe Wipe」製品等は、株式会社ウルトラエックスより、ソフトウェア「Flash Erase」のライセンス供与を受けております。当該ソフトウェアのライセンス供与は「TRUST DELETE prime」製品等を提供するにあたり必要なソフトウェアであります。当社は株式会社ウルトラエックスとは長年にわたり良好な関係を維持しており、現時点で「TRUST DELETE prime」製品等の継続的な提供に支障をきたす要因は発生しておりません。今後、当社が当該ソフトウェアのライセンス供与を受けられなくなる可能性は極めて低いと考えておりますが、何らかの理由により当該ソフトウェア提供許諾契約が解除された場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑥データ適正消去実行証明のマネタイズ（収益化）について

当社は、データを適正に消去を実行したことを証明する「ADECの第三者データ適正消去実行証明書」の発行サービスを2018年から展開しており、レンタル・リース事業者やLCM事業者への訴求を行っており、事業全体でのマネタイズを加速すべく、消去証明書の発行システムの開発コンサルティングや証明書の発行ビジネスに取り組んでおります。当社は、データ適正消去実行証明の発行ニーズは急速に拡大していくものと認識しており、収益化が図れるものと認識しております。しかしながら、当社の想定とは乖離し、ADECの知名度向上が図られない場合やデータ適正消去実行証明の発行ニーズが拡大されない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑦知的財産権について

当社はこれまで、第三者の知的財産権を侵害したとして損害賠償や使用差し止めの請求を受けたことはなく、知的財産権の侵害を行っていないものと認識しております。当社は、第三者の特許権その他の知的財産権を侵害しないよう細心の注意を払っておりますが、万が一、第三者の知的財産権を侵害した場合には、損害賠償の負担が生じる可能性があります。また、当社の事業に関連する知的財産権について第三者の特許取得が将来において認められた場合、当社の事業遂行において、その第三者の特許権者に対してライセンス料を負担しなければならない等の対応を余儀なくされる可能性があります。このような損害賠償及び多額のライセンス料の負担が生じた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお当社は、本発行者情報公表日現在、以下の日本国特許4件を保有しております。

出願番号/特許番号	発明名称
特許第6045104号	データ消去プログラム、データ消去方法、データ消去機能を備えたコンピュータおよびデータ消去管理サーバ
特許第6813778号	データ消去方法、データ消去プログラムおよび管理サーバ
特許第7181531号	データ消去方法、データ消去プログラムおよび管理サーバ
特許第7214084号	コンピュータの管理方法、管理システム、管理サーバおよび管理プログラム

#### ⑧情報セキュリティ及び不正侵入による情報漏えいについて

当社は、業務に関連して多数の顧客企業の情報資産を取り扱っており、情報システム管理規程を策定し、役員及び従業員に対して周知するなど、情報管理の徹底に努めております。しかしながら、コンピュータウイルスの混入、外部からの不正な手段による当社コンピュータ内への侵入、役員及び従業員の過失や不正による重要な情報資産が外部に漏洩するような場合には、当社の社会的信用の失墜、損害賠償責任の発生等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑨訴訟等に関するリスク

当社は、法令・定款及び契約等の遵守に努めており、本発行者情報公表日現在において訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、当社が事業活動を行う中で、顧客等から当社が提供するサービスの不備等により訴訟を提起された場合には、当社の社会的信用が毀損され、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 事業環境等に関するリスク

#### ①価格競争について

当社が事業を展開するセキュリティ市場における価格競争は、競業企業の新規参入により今後更に激しくなることが予想されます。このため、当社は、技術者の生産性の向上やクラウドサービス化を推進し、低価格でも利益の確保が可能な対応を進めております。しかしながら、低価格競争が更に進展し、競合他社との差別化が有効に図れず、当社が提供するサービスの売上高が想定通りに増加しない、または利益水準が悪化する場合等には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### ②競合について

当社が事業を展開するセキュリティ市場は、規模の大小を問わず競合企業が複数存在しており、今後も競合企業の新規参入が予測されます。これらの競合他社の中には、当社に比べ大きな資本力、技術力、販売力等の経営資源及び顧客基盤等を保有している企業が含まれており、当社と同様の機能を持つ製品が出現する可能性も考えられます。当社は、技術力の強化、サービス品質の向上等により、競争力の維持に取り組んで参りたいと考えております。しかしながら、競合企業の動向は市場に大きく影響を与える可能性があり、新規参入の拡大等により競争が激化し、類似サービスの出現により当社が競合企業との差別化を有効に図ることが出来ない場合等には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### ③取引先の信用リスクについて

当社は、与信管理規程に沿って取引先に関する信用力や支払条件等の厳格な審査の実施に努め、販売後の資金回収管理を実施するとともに、信用不安情報の早期收拾等、可能な限り信用リスクの最小化を図っておりますが、販売代理店が信用不安に陥った場合には、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 組織体制に関するリスク

#### ①特定人物への依存について

当社の代表取締役である加藤貴及び取締役である板井清司は、当社の創業者であり、経営方針の策定やその実行において重要な役割を果たしております。また、セキュリティ市場やデータ消去等に係る技術的な知見及びノウハウや業界での情報収集等に関して豊富な知識と経験を有しており、当社の事業運営において重要な役割を果たしております。当社は、同氏達に過度な依存をしない経営体制を構築すべく、幹部社員の情報共有や権限移譲等によって過度な依存の脱却に努めておりますが、今後何らかの理由で同氏達が当社の業務を遂行することが困難になった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### ②小人数での組織編成及び優秀な人材の確保について

当社は、業務執行上必要最低限の人数での組織編成を行っており、継続的な事業拡大のためには、優秀な人材の確保、育成及び定着が最も重要であると認識しております。そのため当社は、優秀な人材の確保及び育成のために採用活動の強化及び人事制度の強化に努めておりますが、当社が求める優秀な人材が必要な時期に十分確保・育成できなかった場合や人材流出が進んだ場合には、今後の業務運営に支障が生じ、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### ③内部統制について

当社は今後の事業運営及び事業拡大に対応するため、内部管理体制について一層の充実を図る必要があると認識しております。今後、事業拡大に合わせ、内部管理体制も充実・強化させていく方針であります。しかしながら、事業規模に適した内部管理体制の構築に遅れが生じた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (4) その他

#### ①自然災害等について

当社は、大規模な地震等の自然災害や事故等に備え、システムの定期的なバックアップや稼働状況の監視によるシステムトラブルの未然防止及び回避に努めております。しなしながら、このような大規模災害の発生等により、当社又は外部のクラウド環境が被害を受けた場合、当社事業の継続に支障をきたし、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### ②配当政策について

当社は、株主に対する利益還元を必要な経営課題と認識しており、余剰金の処分につきましては、経営成績及び財政状態を勘案して、株主への利益還元を目的とした配当を行うことを基本方針としております。しかしながら、当社は現在事業の拡大過程にあり、将来の事業展開と財務体質強化を優先することが株主価値の最大化に資するとの考えから、その原資となる内部留保の充実を基本方針とさせていただき所存であります。

#### ③その他の関係会社であるチエル株式会社との関係性（独立性）について

チエル株式会社は、当社議決権の21.92%を所有する当社の関係会社（その他の関係会社）であり、情報通信サービスを主たる事業としており、当社製品の販売先であります。当社の事業活動における影響は無く、当社の経営の独立性は保たれていると認識しております。

しかしながら、同社は当面の間、当社株式を保有する方針であることから、当社株主総会の議決権行使等において経営に一定の影響を及ぼす可能性があります。

#### ④J-Adviser との契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場予定です。当社では、Jトラストグローバル証券株式会社を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2022年2月1日にJトラストグローバル証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

#### <J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、J-Trust グローバル証券株式会社（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

##### （1）債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後3年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産活法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

##### （2）銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

##### （3）破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
  - c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。）甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- (4) 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること。
    - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
    - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
  - b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。
    - (a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
    - (b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
  - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないことと認められるものでないこと。
- (5) 事業活動の停止
- 甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
    - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
    - (b) 特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
  - b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
  - c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- (6) 不適当な合併等
- 甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の 2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

(8) 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(10) 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

(12) 株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が 300% を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

(16) 全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

(17) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

(18) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1 カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

## 5 【経営上の重要な契約等】

### ソフトウェア提供許諾契約

相手先の名称	相手先の所在地	提供許諾ソフトウェア	契約締結日	契約期間	契約内容
株式会社 ウルトラエックス	日本	Flash Erase	2020年 6月15日	書面による申出の 無い限り自動更新	ソフトウェアを有 償で受ける権利

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。



## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

この財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額ならびに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断していますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 財政状態の分析

第17期事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

#### （流動資産）

流動資産は644,015千円となり、前事業年度末に比べ154,083千円増加いたしました。これは主として現金預金の増加によるものであります。

#### （固定資産）

固定資産は49,066千円となり、前事業年度末に比べ25,131千円減少いたしました。これは主として満期に伴う保険積立金の減少であります。

#### （流動負債）

流動負債は351,863千円となり、前事業年度末に比べ43,126千円増加いたしました。これは主として契約負債及び未払法人税等の増加によるものであります。

#### （固定負債）

固定負債は107,638千円となり、前事業年度末に比べ38,402千円減少いたしました。これは主として契約負債の減少によるものであります。

#### （純資産）

当事業年末における純資産の合計は233,579千円となり、前事業年度末に比べ124,228千円増加いたしました。これは主として利益剰余金の増加によるものであります。

### (3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりであります。

### (4) キャッシュ・フローの状況

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社は企業体質の強化を図りながら持続的な企業価値の向上を進めるにあたり、事業運営上必要な資金を安定的に確保することを基本方針としております。

当社の財源は主に営業活動によるキャッシュ・フローで生み出した資金を源泉とし、運転資金は主に自己資金で賄うことを基本としております。

### (5) 運転資本

上場予定日（2024年1月11日）から12ヶ月間の運転資本は、自己資金で十分であると認識しております。

(6) 経営者の問題意識と今後の対応について

「第3【事業の状況】3【対処すべき課題】」に記載しております。

#### 第4【設備の状況】

##### 1【設備投資等の概要】

当事業年度中の設備投資の総額は5,788千円であり、その内容は、事務所間仕切り壁の原状回復見積額、パソコンおよび開発中のプロジェクトに係る費用の振替となります。その他、重要な設備の除去・売却等は行っておりません。

##### 2【主要な設備の状況】

2023年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額 (千円)					従業員数 (名)
		建物	工具器具 備品	ソフトウェア	ソフトウェア 仮勘定	合計	
本社 (東京都新宿区)	本社事務所	120	295	15,722	5,000	21,138	25

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
2. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。  
3. 上記本社は賃借物件であり、その年間賃借料は、9,077千円であります。

##### 3【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等  
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等  
該当事項はありません。

## 第5【発行者の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2023年3月31日)	公表日現在発行数(株) (2023年12月6日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,000,000	1,350,000	13,000	650,000	非上場	権限内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
計	2,000,000	1,350,000	13,000	650,000	—	—

- (注) 1. 2023年10月16日開催の取締役会決議により、2023年11月2日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は637,000株増加し、650,000株となっております。また、当該株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は1,960,000株増加し、2,000,000株となっております。
2. 2023年11月2日開催の臨時株主総会により、定款の変更が行われ、同日付で100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回新株予約権（2019年3月26日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2023年3月31日)	公表日の前月末現在 (2023年11月30日)
新株予約権の数（個）	830 (注) 1	810
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	830 (注) 1	40,500 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	21,550 (注) 2	431 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2021年3月27日 至 2029年3月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 21,550 資本組入額 10,775	発行価格 431 資本組入額 216
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	全部または一部を第三者に譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株で、2023年11月2日付けで普通株式1株につき50株の株式分割を行っていることから、公表前の前月末現在は50株となっております。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

5. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

6. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（会社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の目的である株式の種類及び数（調整がなされた場合には調整後の株式の数）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額（調整がなされた場合には調整後の行使価額）に準じて決定する。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件  
上記4. に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記3. に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の取得事由  
上記5. に準じて決定する。

第4回新株予約権（2019年6月28日定時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2023年3月31日)	公表日の前月末現在 (2023年11月30日)
新株予約権の数（個）	60 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	60 (注) 1	3,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	21,550 (注) 2	431 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2021年6月29日 至 2029年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 21,550 資本組入額 10,775	発行価格 431 資本組入額 216
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	全部または一部を第三者に譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株で、2023年11月2日付けで普通株式1株につき50株の株式分割を行っていることから、公表前の前月末現在は50株となっております。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。



$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

5. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

6. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（会社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の目的である株式の種類及び数（調整がなされた場合には調整後の株式の数）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額（調整がなされた場合には調整後の行使価額）に準じて決定する。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件  
上記4. に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記3. に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の取得事由  
上記5. に準じて決定する。

第5回新株予約権（2020年3月25日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2023年3月31日)	公表日の前月末現在 (2023年11月30日)
新株予約権の数（個）	365 (注) 1	305
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	365 (注) 1	15,250 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	54,500 (注) 2	1,090 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2022年3月26日 至 2030年3月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 54,500 資本組入額 27,250	発行価格 1,090 資本組入額 545
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	全部または一部を第三者に譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株で、2023年11月2日付けで普通株式1株につき50株の株式分割を行っていることから、公表前の前月末現在は50株となっております。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\begin{array}{cccccc} & \text{既発行} & & \text{調整前} & & \text{新規発行} & & \text{1株当たり} \\ & \text{株式数} & \times & \text{行使価額} & + & \text{株式数} & \times & \text{払込金額} \\ & & & & & & & \\ \text{調整後行使価額} & = & \frac{\quad\quad\quad\quad\quad}{\quad\quad\quad\quad\quad} & & & & & \\ & & & & & & & \\ & & & & & \text{既発行株式数+新規発行株式数} & & \end{array}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

5. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

6. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（会社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の目的である株式の種類及び数（調整がなされた場合には調整後の株式の数）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額（調整がなされた場合には調整後の行使価額）に準じて決定する。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件  
上記4. に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記3. に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の取得事由  
上記5. に準じて決定する。

第7回新株予約権（2021年6月29日定時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2023年3月31日)	公表日の前月末現在 (2023年11月30日)
新株予約権の数（個）	580 (注) 1	450
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	580 (注) 1	22,500 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	54,500 (注) 2	1,090 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2023年6月30日 至 2031年6月29日	自 2023年6月30日 至 2031年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 54,500 資本組入額 27,250	発行価格 1,090 資本組入額 545
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	全部または一部を第三者に譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株で、2023年11月2日付けで普通株式1株につき50株の株式分割を行っていることから、公表前の前月末現在は50株となっております。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

5. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

6. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（会社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の目的である株式の種類及び数（調整がなされた場合には調整後の株式の数）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額（調整がなされた場合には調整後の行使価額）に準じて決定する。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件  
上記4. に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記3. に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の取得事由  
上記5. に準じて決定する。



第8回新株予約権（2023年6月29日定時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2023年3月31日)	公表日の前月末現在 (2023年11月30日)
新株予約権の数（個）	—	200
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	—	10,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	—	1,100 (注) 2
新株予約権の行使期間	—	自 2025年6月30日 至 2033年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	—	発行価格 1,100 資本組入額 550
新株予約権の行使の条件	—	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	—	全部または一部を第三者に譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注) 6

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2023年11月2日付けで普通株式1株につき50株の株式分割を行っていることから、公表前の前月末現在は50株となっております。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\begin{array}{ccccccc} & & \text{既発行} & & \text{調整前} & & \text{新規発行} & & \text{1株当たり} \\ & & \text{株式数} & \times & \text{行使価額} & + & \text{株式数} & \times & \text{払込金額} \\ \text{調整後行使価額} & = & \text{-----} & & & & & & \\ & & & & \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} & & & & \end{array}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

5. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

6. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（会社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の目的である株式の種類及び数（調整がなされた場合には調整後の株式の数）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額（調整がなされた場合には調整後の行使価額）に準じて決定する。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件  
上記4. に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記3. に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の取得事由  
上記5. に準じて決定する。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増 減額 (円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備 金残高 (千円)
2019年3月26日 (注) 1	普通株式 4,950 A種優先株式 △4,950	13,000	—	67,000	—	50,000
2023年11月2日 (注) 2	普通株式 637,000	650,000	—	67,000	—	50,000

- (注) 1. 2019年3月26日付で定款変更を行い、優先株式の発行を廃止しております。これにより、A種優先株式全株式が普通株式に転換され、A種優先株式が4,950株減少し、新たに普通株式が4,950株増加しております。
2. 2023年11月2日開催の臨時株主総会決議により、同日付で普通株式1株を50株に分割しております。これにより、発行済株式総数は637,000株増加し、650,000株となっております。

(6) 【所有者別状況】

2023年11月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未 満株式 の状況 (株)
	政府及 び地方 公共団 体	金融 機関	金融 商品 取引 業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人 以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	1	—	—	7	8	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	142,500	—	—	507,500	650,000	—
所有株式数の 割合（%）	—	—	—	21.92	—	—	78.08	100	—

(注) 2023年11月2日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

(7) 【大株主の状況】

「第三部【株式公開情報】第3【株主の状況】」に記載のとおりであります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年11月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 650,000	6,500	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	650,000	—	—
総株主の議決権	—	6,500	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は新株予約権によるストック・オプション制度を採用しております。

第3回新株予約権（2019年3月26日臨時株主総会決議）

決議年月日	2019年3月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社従業員 9
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第4回新株予約権（2019年6月28日定時株主総会決議）

決議年月日	2019年6月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第5回新株予約権（2020年3月25日臨時株主総会決議）

決議年月日	2020年3月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 12
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第7回新株予約権（2021年6月29日定時株主総会決議）

決議年月日	2021年6月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社従業員 11
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第8回新株予約権（2023年6月29日定時株主総会決議）

決議年月日	2023年6月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 12
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

該当事項はありません。

#### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

#### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、内部留保とのバランスを考慮して安定した配当を実施していくことを基本方針としております。しかしながら、本書提出日現在では事業も成長段階にあることから、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えており、当面は多額の先行投資を行う研究開発活動の継続的かつ計画的な実施に備えた資金の確保を優先し、配当は行わない方針であります。

なお、配当を行う場合につきましては、期末配当の決定機関は株主総会としております。また、当社は取締役会決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

## 4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。



## 5【役員 の 状 況】

男性 6 名 女性 0 名（役員のうち女性の比率 0.0%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	加藤 貴	1970年 1月31日	1989年 4月 日本電子計算株式会社入社 1996年 3月 株式会社リンク（現トレンドマイクロ株式会社）入社 2002年 8月 サイボウズ株式会社入社 2006年 5月 当社 創業 2006年 5月 当社 代表取締役社長就任（現任）	(注) 3	(注) 6	212,500
取締役	開発本部長	板井 清司	1965年 2月 6日	1999年 5月 トレンジマイクロ株式会社入社 2003年 6月 株式会社ライブドア入社 2006年 5月 当社 入社 2008年12月 当社 取締役就任（現任）	(注) 3	(注) 6	95,000
取締役	管理本部長	荻原 裕英	1967年 4月29日	1990年 4月 野村証券株式会社入社 1999年12月 ソフトバンク・インベストメント株式会社（現SBIホールディングス株式会社）入社 2007年10月 SBIインベストメント株式会社取締役執行役員就任 2015年 4月 SBIインベストメント株式会社取締役執行役員副社長就任 2017年10月 ボラリス・アドバザーズ株式会社 顧問 2017年11月 サファイア・キャピタル株式会社代表取締役就任 2018年11月 OGIイノベーション株式会社設立 代表取締役就任（現任） 2019年 4月 当社 入社 2019年 6月 当社 取締役就任（現任）	(注) 3	(注) 6	—
取締役 (注) 1	—	小屋 晋吾	1968年 3月17日	1992年 4月 日本エス・アイ・エス株式会社入社 1995年1月 株式会社リンク（現トレンドマイクロ）入社 株式会社豆蔵ホールディングス（現株式会社豆蔵 K2TOPホールディングス）入社 2017年 8月 当社 社外取締役就任（現任） 2018年 8月 ニュートラル株式会社代表取締役社長就任（現任） 2019年 4月 株式会社オープンストリームホールディングス執行役員就任（現任） 2021年 4月	(注) 3	(注) 6	—
監査役 (注) 2	—	中罵 和洋	1952年11月25日	1976年 4月 株式会社経営システム研究所（現株式会社ライトウェル）入社 1977年 4月 日本情報サービス（現株式会社日本総合研究所）出向 1979年 4月 住友重機械工業株式会社田無電子制御本部出向 2001年 6月 株式会社ライトウェル取締役ソリューション事業本部長 就任 2006年 6月 同社常務取締役第1ソリューション事業部長 就任 2009年 7月 同社常務取締役営業本部長 就任 2012年 6月 同社取締役PLMソリューション部担当 就任 2014年 3月 株式会社ライトウェル取締役 退任 2021年 3月 当社 常勤監査役就任	(注) 4	(注) 6	—
監査役 (注) 2	—	花木 大悟	1974年 5月31日	2000年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2004年 4月 公認会計士登録 2014年 9月 花木大悟公認会計士事務所（現FPC会計事務所）設立 代表 2015年 5月 税理士登録 2015年 6月 株式会社ウルトラエックス 社外監査役（現任） 2016年 6月 ギークス株式会社社外監査役就任（現任） 2016年 6月 FPC会計事務所 パートナー（現任） 2016年 7月 合同会社FPC Accounting設立 代表社員（現任） 2016年 8月 当社 社外監査役就任（現任）	(注) 4	(注) 6	—
計							307,500

- (注) 1. 取締役 小屋晋吾氏は、会社法に定める社外取締役であります。
2. 監査役 中嶋和洋氏及び花木大悟氏は、会社法に定める社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2023年11月2日開催の臨時株主総会の終結の時から、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2023年11月2日開催の臨時株主総会の終結の時から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 2023年3月期における役員報酬の総額は54,746千円を支給しております。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「私たちが、データ漏えいを防ぐ」の企業理念を実践・実現し、株主をはじめとするすべてのステークホルダーの信頼を得て、企業価値の更なる向上をしていくためには、コーポレート・ガバナンス体制の充実と強化が経営の重要課題であると認識しております。適切なコーポレート・ガバナンス体制の充実に向け、意思決定の透明性・公正性と経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制の確保、最適な経営管理体制の構築に努めるとともに、経営監視機能の充実と適切な情報開示による透明性の高い経営の確保に努めております。

#### ②会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

##### a. 会社の機関の基本説明

##### イ. 取締役会

当社の取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定機関として全取締役5名で構成しており、月1回の定例取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を都度開催しております。

##### ロ. 監査役

当社は監査役を採用しており、2名の監査役により構成される監査役協議会を開催しております。監査役は、監査役監査規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適正な意見を述べるとともに、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続きを通して、経営に対する適正な監視を行っており、内部監査担当者及び監査法人と連携して適正な監査の実施に努めております。

##### ハ. 内部監査担当者

当社は現在の組織規模に鑑み独立した内部監査室は設置しておりませんが、代表取締役社長の指名した内部監査担当者2名により、自己の属する部門を除く部門の内部監査を実施しております。内部監査担当者は、別に定める「内部監査規程」に基づき、内部監査計画を策定し、代表取締役社長から承認を得た上で、全部門を網羅するよう各部門の業務活動に関し、法令・定款及び社内規程に基づき、適正かつ効率的に業務が行われているか内部監査を実施し、代表取締役社長に報告しております。監査の結果は代表取締役社長に報告されるとともに、各被監査部門に改善指示が通知され、後日改善状況の確認が行われております。

##### ニ. 監査法人

当社はそうせい監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお、2023年3月期において監査を執行した公認会計士は菊池慎太郎氏、一木伸夫氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であり、また当該業務に係る補助者は1名（公認会計士以外）です。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

##### ホ. リスク管理委員会・コンプライアンス委員会

当社は健全な企業活動を行うにあたり、コンプライアンス、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処し、適正な業務遂行を図ることを目的としてリスク管理規程・コンプライアンス規程を整備し、運用しております。

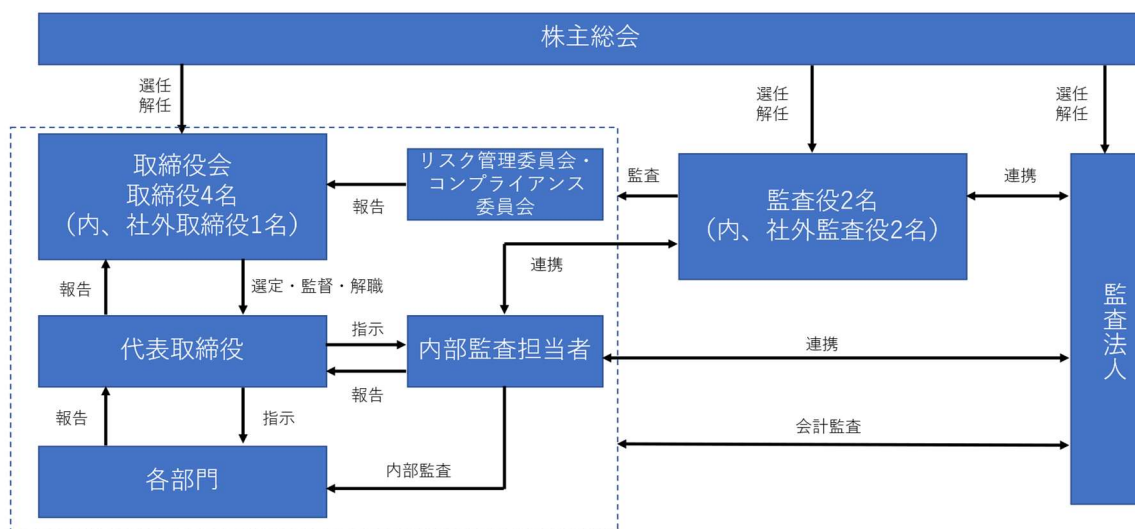
リスク管理規程においては、リスク管理委員会を設置し、代表取締役社長の加藤貴をリスク管理最高責任者、取締役管理本部長の荻原裕英をリスク管理責任者とし、各部門責任者を構成員として、少なくとも半年に1回の開催を規定しております。

また、コンプライアンス規程においては、コンプライアンス委員会を設置し、取締役管理本部長

の荻原裕英をコンプライアンス責任者及びコンプライアンス委員長として、コンプライアンス委員会にてコンプライアンスを推進できるよう各審議事項を議論しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。

【当社の経営組織及びコーポレート・ガバナンス体制の模式図】



#### b. 当該体制を維持する理由

当社は、当社グループの事業に精通した取締役を中心とする取締役会が重要な経営事項の審議及び意思決定を行い、独立性を有する監査役が取締役の職務執行を監査する体制を構築し、適正な業務執行、迅速な意思決定、監査の実効性確保の観点からガバナンス機能を十分に機能させることが可能と判断しております。社外取締役は、企業経営者としての豊富な経験から経営課題に対する提言を行うと共に、監査役と適宜、取締役会の意思決定の適法性について意見を交わし、経営監督の実効性を高めております。

#### c. 内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システム整備に関する基本方針について、以下のとおり定めております。

##### 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は経営理念、コンプライアンス体制に関わるコンプライアンス規程等を、当社の取締役・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- (2) コンプライアンスを横断的に統括する部署を設置し、取締役・使用人の教育、啓蒙を図る。
- (3) 内部監査担当者は管理部と連携し、コンプライアンスの状況を定期的に監査するものとしその監査結果については、経営会議等に報告するものとする。
- (4) 当社内における法令遵守上疑義がある行為について、使用人が直接通報を行う手段を確保するものとする。重要な情報については、必要に応じてその内容と会社の対処状況・結果につき、当社取締役・使用人に開示し、周知徹底を図るものとする。

##### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報・文書(電磁的記録も含む)については、文書管理規程に従い保存・管理を行うものとし、取締役及び監査役が当該情報・文書等の内容を知り得る体制

を確保するものとする。

(2) 文書規程には保存対象情報の定義、保管期間、保管責任部署等を定めるものとする。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスクの未然防止、極小化のために組織横断的リスクマネジメント体制を構築し、当社のリスクを網羅、総括的管理を行う。

(2) 新たに発生したリスクについては、「リスク管理規程」に基づいて担当部署にて規程を制定、取締役会に諮るものとする。

(3) 取締役・使用人のリスク管理マインド向上のために、勉強会、研修を定期的実施する。また、必要に応じて内部監査を実施し、日常的リスク管理を徹底する。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社の取締役・使用人の役割分担、職務分掌、指揮命令関係等を通じ、職務執行の効率性を確保する。

(2) 職務分掌、権限規程等については、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は随時見直すものとする。

(3) その他業務の合理化、電子化に向けた取り組みにより、職務の効率性確保をはかる体制の整備を行う。

(4) 取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施を行う。

### 5. 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役が十全の監査を行うために補助使用人を必要とする場合には、取締役会は補助使用人を設置するかどうか、人数、報酬、地位（専属か兼業か）について決議するものとする。

(2) この補助使用人の異動には監査役の同意を必要とし、またその人事評価は監査役が行う。

(3) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けないものとする。

### 6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 当社の取締役又は使用人は、法定の事項に加え以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対して報告を行う。

①会社の信用を大きく低下させたもの、またはその恐れのあるもの

②会社の業績に大きく影響を与えたもの、またはその恐れのあるもの

③その他当社行動規範、倫理綱領への違反で重大なもの

(2) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを保障する。

(3) 内部監査実施状況、コンプライアンス違反に関する通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。

### 7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査の実施にあたり監査役が必要と認める場合における弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

(2) 監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。

### 8. 監査役がその職務を執行するに際して生ずる費用等の処理に係わる方針 監査役がその職務を執行するに際して生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役等の請求等に従い円滑に行える体制とする。

## 9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築する。
- (2) その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。

## 10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、当社の反社会的勢力対応規程において、「反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与もおこなわず、反社会的勢力との係わりを一切もたないようにする」旨を明記し、全取締役・使用人へ周知徹底するものとする。
- (2) 反社会的勢力排除に向けて、不当要求がなされた場合の対応基本方針、対応責任部署、対応措置、報告・届出体制等を定めた対応規程を制定し、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備する。

### ③内部監査及び監査役監査の状況

内部監査に関しては、内部監査室を設置しコンプライアンスやリスク管理体制を監査する内部監査担当2名を配し、社内規程の整備及びその遵守状況を監査して、結果を代表取締役に報告しております。また、内部監査の状況については内部監査担当者が適宜、取締役会でも報告を行っております。

監査役監査は2名の監査役で行っております。当社の監査役は財務・会計・企業法務等相当程度の知見を有する者をそれぞれ選任し、取締役の法令・定款遵守状況を把握し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。

内部監査及び監査役監査は、それぞれの監査が連携・相互補完し合うことで企業経営の健全性をチェックする機能を担っており、策定した監査計画に基づき監査を実施しております。監査法人との連携状況に関しては、監査役及び内部監査人が参加の上、三者ミーティングを定期的に開催し、適宜情報交換、意見交換等を実施しております。

### ④リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

損失の危険が発生した場合は、危険の内容及び損失の程度等について、直ちに取締役会、代表取締役、監査役に通報される体制をとっております。

### ⑤社外取締役及び社外監査役との関係

本書提出日現在において、当社は社外取締役を1名、社外監査役を2名選任しており、経営の意思決定機能を持つ取締役会に対し牽制及び監視機能を強化しております。

社外取締役小屋晋吾は、株式会社ニュートラルの代表取締役社長及び株式会社オープンストリームホールディングスの執行役員等を歴任するなど豊富な経営経験およびIT業界における深い見識を有しており、客観的かつ公正な立場から経営全般の監視と有効な助言を期待し選任しております。また、当社との間に人的関係、資本的関係及び取引関係その他利害関係は有しておりませんので、一般株主との利益相反の恐れはありません。

社外監査役中畠和洋氏は、豊富な経営経験およびIT業界における深い見識を有しており、客観的・専門的な視点からの当社の監査役体制の強化を期待し選任しております。同氏は当社との間に人的関係、資本的関係及び取引関係その他利害関係は有しておりません。

社外監査役花木大悟氏は、監査法人での豊富な経験および公認会計士としての深い見識を有しており、客観的・専門的な視点からの当社の監査役体制の強化を期待し選任しております。同氏は当社との間に人的関係、資本的関係及び取引関係その他利害関係は有しておりません。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針を定めてはおりませんが、選任の際には、経歴等を踏まえて個別に判断し、客観的に独立性の高い社外役員を選任しております。

#### ⑥役員報酬の内容

##### イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職 慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	59,146	45,146	—	14,000	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—	—
社外役員	9,600	9,600	—	—	—	4

(注) 役員ごとの報酬等の総額につきましては、1億円以上を支給している役員は存在しないため、記載を省略しております。

##### ロ. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、取締役及び監査役の報酬については報酬限度額を定時株主総会で決議しており、各取締役の報酬については取締役会で職務内容及び当社の状況等を勘案のうえ、決定しております。また、監査役の報酬は株主総会で決定する報酬総額の限度内で、各監査役の個別報酬額を監査役会の協議により決定しております。

#### ⑦会計監査の状況

当社は、そうせい監査法人と監査契約を締結しております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

##### そうせい監査法人

##### a. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員：菊池慎太郎 一木伸夫

(注) 継続監査年数は、全員7年を超えておりませんので記載を省略しております。

##### b. 監査業務に係る補助者の構成

1名 (公認会計士以外)

#### ⑧取締役の定数

当社の取締役は、5名以内とする旨を定款に定めております。

#### ⑨取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

#### ⑩中間配当

当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当をする事ができる旨を定款で定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

#### ⑪株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う

旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

#### ⑫取締役、監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

当該責任免除が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

これは、取締役及び監査役が、期待される役割を十分に発揮すること等を目的とするものであります。

#### ⑬取締役、監査役の責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。当該役員が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定めております。当該役員が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

#### ⑭自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするためであります。

### (2) 【監査報酬の内容等】

#### ①【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	8,000	1,000
計	8,000	1,000

#### ②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

#### ③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

当社が監査法人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務内容調査業務であります。

#### ④【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。



## 第6【経理の状況】

### 1【財務諸表の作成方法について】

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）の規定に基づき、作成しております。

(2) 財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

### 2【監査証明について】

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表について、そうせい監査法人により監査を受けております。

### 3【連結財務諸表について】

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	392,291	512,993
売掛金	90,541	125,035
契約資産	—	1,933
前払費用	7,074	4,024
その他流動資産	25	28
流動資産合計	489,932	644,015
固定資産		
有形固定資産		
建物	290	770
工具器具備品	—	308
減価償却累計額	△289	△662
有形固定資産合計	0	415
無形固定資産		
ソフトウェア	24,788	15,722
ソフトウェア仮勘定	—	5,000
無形固定資産合計	24,788	20,722
投資その他の資産		
差入保証金	2,030	1,240
長期前払費用	2,573	1,680
繰延税金資産	9,011	19,231
保険積立金	35,793	5,774
投資その他の資産合計	49,408	27,927
固定資産合計	74,197	49,066
資産合計	564,129	693,082

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,750	8,826
1年内返済予定長期借入金	5,436	5,436
未払金	6,000	2,825
未払費用	20,433	20,186
未払法人税等	7,248	34,471
未払消費税等	11,851	13,106
賞与引当金	16,244	13,219
役員賞与引当金	14,000	12,000
契約負債	221,988	239,931
その他流動負債	1,784	1,861
流動負債合計	308,736	351,863
固定負債		
長期借入金	13,538	8,102
契約負債	132,213	99,246
資産除去債務	290	290
固定負債合計	146,041	107,638
負債合計	454,778	459,502
純資産の部		
株主資本		
資本金	67,000	67,000
資本剰余金		
資本準備金	50,000	50,000
資本剰余金合計	50,000	50,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△7,648	116,579
利益剰余金合計	△7,648	116,579
株主資本合計	109,351	233,579
純資産合計	109,351	233,579
負債純資産合計	564,129	693,082

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
売上高	425,928	473,315
売上原価	138,244	139,970
売上総利益	287,684	333,345
販売費及び一般管理費	※231,679	※208,903
営業利益	56,004	124,442
営業外収益		
受取利息	2	2
賞与引当金戻入	6,785	—
保険解約返戻金	3,948	1,894
保険満期返戻金	—	26,441
雑収入	730	0
営業外収益合計	11,466	28,338
営業外費用		
支払利息	235	174
消費税差額	384	502
営業外費用合計	619	677
経常利益	66,850	152,102
税引前当期純利益	66,850	152,102
法人税、住民税及び事業税	7,249	38,095
法人税等調整額	△3,377	△10,220
法人税等合計	3,871	27,874
当期純利益	62,979	124,228

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 仕入高		5,366	3.8	464	0.3
II 労務費		89,133	62.8	89,606	61.8
III 経費	(注) 1	47,512	33.5	54,899	37.9
総計		142,013	100.0	144,970	100.0
他勘定振替	(注) 2	△3,768		△5,000	
当期売上原価		138,244		139,970	

(注) 1. 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
支払手数料	14,159	15,780
通信費	13,009	14,676
減価償却費	8,599	9,066
外注加工費	3,086	8,214

2. 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
ソフトウェア仮勘定	3,768	5,000
合計	3,768	5,000

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	純資産 合計
		資本 準備金	資本剰余 金合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計		
当期首残高	67,000	50,000	50,000	△69,755	△69,755	47,244	47,244
会計方針の変更による累積的影響額				△872	△872	△872	△872
会計方針の変更を反映した当期首残高	67,000	50,000	50,000	△70,627	△70,627	46,372	46,372
当期変動額							
当期純利益				62,979	62,979	62,979	62,979
当期変動額合計	—	—	—	62,979	62,979	62,979	62,979
当期末残高	67,000	50,000	50,000	△7,648	△7,648	109,351	109,351

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	純資産 合計
		資本 準備金	資本剰余 金合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計		
当期首残高	67,000	50,000	50,000	△7,648	△7,648	109,351	109,351
当期変動額							
当期純利益				124,228	124,228	124,228	124,228
当期変動額合計	—	—	—	124,228	124,228	124,228	124,228
当期末残高	67,000	50,000	50,000	116,579	116,579	233,579	233,579

## ④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	66,850	152,102
減価償却費	8,708	9,438
賞与引当金の増減額 (△は減少)	16,275	△5,024
受取利息及び受取配当金	△2	△2
支払利息	235	174
売上債権の増減額 (△は増加)	△11,304	△36,427
前払費用の増減額 (△は増加)	5,220	1,756
未収入金の増減額 (△は増加)	8,020	—
仕入債務の増減額 (△は減少)	△2,095	2,076
未払金の増減額 (△は減少)	△536	△988
未払費用の増減額 (△は減少)	533	△246
契約負債の増減額 (△は減少)	△11,410	△15,023
未払消費税等の増減額 (△は減少)	1,456	1,254
保険解約返戻金	△3,948	△1,894
保険満期返戻金	—	△26,441
その他	△161	73
小計	77,843	80,828
利息及び配当金の受取額	2	2
利息の支払額	△235	△174
法人税等の支払額	△290	△10,873
営業活動によるキャッシュ・フロー	77,320	69,782
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	—	△788
無形固定資産の取得による支出	△3,768	△2,000
差入保証金の返還による収入	1,210	790
保険積立金の積立による支出	△1,284	—
保険積立金の解約による収入	8,283	4,167
保険積立金の満期による収入	—	54,186
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,440	56,355
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△6,266	△5,436
財務活動によるキャッシュ・フロー	△6,266	△5,436
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	75,494	120,702
現金及び現金同等物の期首残高	316,797	392,291
現金及び現金同等物の期末残高	392,291	512,993

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

#### 1. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

建物については、定額法を採用しております。耐用年数は、1年であります。

工具器具備品については、定率法を採用しております。耐用年数は、4年であります。

##### (2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法に拠っております。

#### 2. 引当金の計上基準

##### (1) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を見積計上しております。

##### (2) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を見積計上しております。

#### 3. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

主な履行義務の内容、履行義務の充足の時期及びその取引価格は以下のとおりであります。

##### (1) ライセンス販売に拠る収益

###### ①クラウドサービス

当社では、クライアントライセンス販売に拠る収益として、クラウドサービスについては、顧客との使用許諾契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。当該契約は、契約期間にわたって履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

###### ②オンプレミスサービス

当社では、クライアントライセンス販売及びオンプレミスサーバーへのライセンス提供に拠る収益として、オンプレミスサービスについては、顧客との使用許諾契約に基づいて、サービスを提供する履行義務を負っております。なお、保守サービスを同時に提供する契約の場合には、契約結合したうえで、単一の履行義務として認識し、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

但し、保守サービスの提供が無い場合には、当該ライセンスを提供する一時点において、収益を認識しております。

##### (2) 受託開発サービス

受託開発等の請負契約による取引については、成果物の提供の履行義務を認識しており、一定期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

##### (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から、当事業年度に認識した収益並びに翌事業年度に認識すると見込まれる収益に関する情報

①契約資産は、受託開発サービスに係る収益の認識に関連するものであります。受託開発に関して、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。一定の期間にわたり充足されるものではない場合には、一時点で充足される履行義務として開発が完了し、顧客への引き渡した時点で収益を認識しております。

②契約負債は、主にライセンス販売に係る顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

#### 4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか追わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。



(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収の可能性

(1) 財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
繰延税金資産	9,011 千円	19,231 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、将来の事業計画に基づく課税所得を合理的に見積り、回収可能性があるかと判断した将来減算一時差異について、繰延税金資産を計上しております。

課税所得の見積りについては、事業状況や市場環境等を考慮した事業計画を基礎としております。

なお、将来において課税所得の見積りの基礎となる事業状況等の変化により、課税所得の見積りに変化が生じた場合には、将来における一時差異の解消金額や繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
役員報酬	58,188 千円	54,746 千円
給料手当	58,833 千円	53,776 千円
賞与	3,974 千円	3,181 千円
役員賞与引当金繰入額	14,000 千円	12,000 千円
賞与引当金繰入額	6,206 千円	5,386 千円
法定福利費	18,645 千円	15,090 千円
広告宣伝費	14,495 千円	14,705 千円
支払報酬	26,077 千円	19,913 千円
おおよその割合		
販売費	29.8%	27.7%
一般管理費	70.2%	72.3%

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	13,000	—	—	13,000
合計	13,000	—	—	13,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	13,000	—	—	13,000
合計	13,000	—	—	13,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
現金預金勘定	392,291 千円	512,993 千円
現金及び現金同等物	392,291 千円	512,993 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要資金に不足がある場合、銀行借入により調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、概ね 2 ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、返済期日は、原則 5 年以内としています。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、回収までの期間を概ね短期に設定しております。信用リスクについては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主要な取引先の信用状況を定期的に把握することで、信用リスクを軽減しております。

#### ②市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

借入金については、支払金利の変動リスクを抑制するために、固定金利による調達を行っております。

#### ③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2022年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
差入保証金	2,030	2,026	△3
資産計	2,030	2,026	△3
長期借入金（1年内返済予定を含む）	18,974	18,947	△26
負債計	18,974	18,947	△26

当事業年度（2023年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
差入保証金	1,240	1,240	0
資産計	1,240	1,240	0
長期借入金（1年内返済予定を含む）	13,538	13,505	△32
負債計	13,538	13,505	△32

※「現金預金」、「売掛金」、「買掛金」及び「未払金」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

#### (注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2022年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金預金	392,291	—	—	—
売掛金	90,541	—	—	—
差入保証金	—	2,030	—	—
合計	482,833	2,030	—	—

当事業年度（2023年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金預金	512,993	—	—	—
売掛金	125,035	—	—	—
契約資産	1,933	—	—	—
差入保証金	—	1,240	—	—
合計	639,963	1,240	—	—

## 2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（2022年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金（1年内 返済予定を含む）	5,436	5,436	5,436	2,666	—	—
合計	5,436	5,436	5,436	2,666	—	—

当事業年度（2023年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金（1年内 返済予定を含む）	5,436	5,436	2,666	—	—	—
合計	5,436	5,436	2,666	—	—	—

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度 (2022年3月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	2,026	—	2,026
長期借入金	—	18,947	—	18,947

当事業年度 (2023年3月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	1,240	—	1,240
長期借入金	—	13,505	—	13,505

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、その将来のキャッシュ・フローを返還予定時期に基づき、国債利回り等適切な指標により割り引く方法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び国債利回り等を加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第 3 回新株予約権	第 4 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3 名 当社従業員 11 名	当社取締役 2 名 当社従業員 1 名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 44,000 株	普通株式 3,000 株
付与日	2019 年 3 月 27 日	2019 年 7 月 1 日
権利確定条件	「第 5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第 5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2021 年 3 月 27 日 至 2029 年 3 月 26 日	自 2021 年 6 月 29 日 至 2029 年 6 月 30 日

	第 5 回新株予約権	第 7 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1 名 当社従業員 16 名	当社取締役 2 名 当社従業員 18 名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 19,750 株	普通株式 31,000 株
付与日	2020 年 3 月 26 日	2021 年 6 月 30 日
権利確定条件	「第 5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第 5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2022 年 3 月 26 日 至 2030 年 3 月 25 日	自 2023 年 6 月 30 日 至 2031 年 6 月 29 日

(注) 株式数に換算して記載しております。

なお、2023 年 11 月 2 日付株式分割 (普通株式 1 株につき 50 株の割合) による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

前事業年度（2022年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第7回 新株予約権
権利確定前（株）				
前事業年度末	44,000	3,000	19,750	—
付与	—	—	—	31,000
失効	2,500	—	1,500	2,000
権利確定	—	—	—	—
未確定残	41,500	3,000	18,250	29,000
権利確定後（株）				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

(注) 1. 2023年11月2日付株式分割（普通株式1株につき50株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 第3回新株予約権、第5回新株予約権、第7回新株予約権の一部は付与対象者の権利放棄等により失効しております。

②単価情報

	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第7回 新株予約権
権利行使価格（注）（円）	431	431	1,090	1,090
行使時平均株価（円）	—	—	—	—
付与日における公正な 評価単価（円）	—	—	—	—

(注) 2023年11月2日付株式分割（普通株式1株につき50株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社はストック・オプション付与時点においては非上場であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の株式価値は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	一千円
当事業年度末において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	一千円

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名  
該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第 3 回新株予約権	第 4 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2 名 当社従業員 11 名	当社取締役 2 名 当社従業員 1 名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 41,500 株	普通株式 3,000 株
付与日	2019 年 3 月 27 日	2019 年 7 月 1 日
権利確定条件	「第 5 発行者の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第 5 発行者の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2021 年 3 月 27 日 至 2029 年 3 月 26 日	自 2021 年 6 月 29 日 至 2029 年 6 月 30 日

	第 5 回新株予約権	第 7 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1 名 当社従業員 14 名	当社取締役 2 名 当社従業員 14 名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 18,250 株	普通株式 29,000 株
付与日	2020 年 3 月 26 日	2021 年 6 月 30 日
権利確定条件	「第 5 発行者の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第 5 発行者の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2022 年 3 月 26 日 至 2030 年 3 月 25 日	自 2023 年 6 月 30 日 至 2031 年 6 月 29 日

（注）株式数に換算して記載しております。

なお、2023 年 11 月 2 日付株式分割（普通株式 1 株につき 50 株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2023 年 3 月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。



①ストック・オプションの数

	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第7回 新株予約権
権利確定前（株）				
前事業年度末	41,500	3,000	18,250	29,000
付与	—	—	—	—
失効	1,000	—	3,000	6,500
権利確定	—	—	—	—
未確定残	40,500	3,000	15,250	22,500
権利確定後（株）				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

- (注) 1. 2023年11月2日付株式分割（普通株式1株につき50株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。
2. 第3回新株予約権、第5回新株予約権、第7回新株予約権の一部は付与対象者の権利放棄等により失効しております。

②単価情報

	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第7回 新株予約権
権利行使価格（注）（円）	431	431	1,090	1,090
行使時平均株価（円）	—	—	—	—
付与日における公正な 評価単価（円）	—	—	—	—

- (注) 2023年11月2日付株式分割（普通株式1株につき50株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社はストック・オプション付与時点においては非上場であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の株式価値は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	一千円
当事業年度末において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	一千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
前受収益否認	21,710	10,128
賞与引当金	10,461	8,723
未払社会保険料	1,569	1,067
減価償却超過額	20	108
未払事業税	—	3,392
繰越欠損金	—	—
その他	465	335
繰延税金資産小計	34,227	23,756
評価性引当額(注)	△25,216	△4,525
繰延税金資産合計	9,011	19,231
繰延税金負債		
建物(資産除去債務)	△0	△0
繰延税金負債合計	△0	△0
繰延税金資産純額	9,011	19,231

(注) 評価性引当額が20,691円減少しております。その主な要因は、前期に比較して将来減算一時差異等の期末残高が30,270千円減少したことであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
法定実効税率	34.59	34.59
(調整)		
税額控除	—	△1.79
住民税均等割等	0.43	0.19
評価性引当額の増減	△26.69	△13.60
中小法人軽減税率等	△1.45	△0.58
その他	△1.10	△0.48
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.79	18.33

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

当社は、退去時における原状回復に係る責務を資産除去債務として認識しておりますが、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当社は、退去時における原状回復に係る責務を資産除去債務として認識しておりますが、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、情報漏えい対策ソリューション事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：千円)

	情報漏えい対策ソリューション事業
一時点で移転される財及びサービス	14,665千円
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	410,703千円
顧客との契約から生じる収益	425,368千円
外部顧客との売上高	425,368千円

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：千円)

	情報漏えい対策ソリューション事業
一時点で移転される財及びサービス	27,925千円
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	445,390千円
顧客との契約から生じる収益	473,315千円
外部顧客との売上高	473,315千円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「【注記事項】(重要な会計方針)

3. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌当事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	79,237	90,541
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	90,541	125,035
契約資産 (期首残高)	—	—
契約資産 (期末残高)	—	1,933
契約負債 (期首残高)	364,739	354,201
契約負債 (期末残高)	354,201	339,177

(注) 1. 顧客との契約から生じた債権は、売掛金であります。

2. 契約資産は、受託開発サービスに係る収益の認識に関連するものであります。

受託開発に関して、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

3. 契約負債は、主にライセンス販売に係る顧客からの前受金に関連するものであります。

契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益認識が見込まれる期間は、以下のとおりです。  
(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
1年以内	221,988	239,931
1年超2年以内	65,876	59,695
2年超3年以内	43,567	28,989
3年超	22,768	10,561
合計	354,201	339,177

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、情報漏えい対策ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
パナソニックコネク株式会社	91,492	情報漏えい対策 ソリューション事業
丸紅情報システムズ株式会社	56,014	情報漏えい対策 ソリューション事業
SB C&S 株式会社	55,236	情報漏えい対策 ソリューション事業

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
パナソニックコネク株式会社	99,809	情報漏えい対策 ソリューション事業
SB C&S 株式会社	66,098	情報漏えい対策 ソリューション事業
株式会社ネットワーク	63,938	情報漏えい対策 ソリューション事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 関連当事者との取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 関連当事者との取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	168円23銭	359円35銭
1株当たり当期純利益金額	96円89銭	191円12銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中変期株価が把握できないため、記載していません。

2. 2023年11月2日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っており、2022年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり純利益当期純利益金額を算出しております。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
純資産の部の合計額 (千円)	109,351	233,579
純資産の部の合計額から控除する 金額 (千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	109,351	233,579
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式数 (株)	650,000	650,000

4. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
当期純利益 (千円)	62,979	124,228
普通株式に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	62,979	124,228
普通株式の期中平均株式数 (株)	650,000	650,000

(重要な後発事象)

当社は、2023年10月16日開催の取締役会決議に基づき、2023年11月2日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2023年11月1日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき50株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	13,000株
今回の分割により増加する株式数	637,000株
株式分割後の発行済株式数	650,000株
株式分割後の発行可能株式総数	2,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2023年11月2日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響は当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	当期末減価償 却累計額又は 償却累計額	当期 償却額	差引 当期末 残高
有形固定資産							
建物	290	480	—	770	649	360	120
工具器具備品	—	308	—	308	12	12	295
有形固定資産計	290	788	—	1,078	662	372	415
無形固定資産							
ソフトウェア	47,398	—	—	47,398	31,675	9,066	15,722
ソフトウェア仮勘定	—	5,000	—	5,000	—	—	5,000
無形固定資産計	47,398	5,000	—	52,398	31,675	9,066	20,722
長期前払費用	4,027	—	—	4,027	2,346	892	1,680

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

- ・建物 事務所間仕切り（原状回復費用見積） 480千円
- ・ソフトウェア仮勘定 開発中のプロジェクトに係る費用の振替 5,000千円

2. 長期前払費用の償却額は、前払費用への振替です。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	返済期限
1年内返済予定の長期借入金	5,436	5,436	—	—
長期借入金（1年内返済予定のものを除く）	13,538	8,102	1.09	2023年4月～ 2025年9月
合計	18,974	13,538	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年内に返済予定のものを除く）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	5,436	2,666	—	—

【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
賞与引当金	16,244	13,219	16,244	—	13,219
役員賞与引当金	14,000	12,000	14,000	—	12,000



## 【資産除去債務明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	290	—	—	290

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

## ①流動資産

## a. 現金預金

区分	金額 (千円)
現金	—
預金	
普通預金	512,993
合計	512,993

## b. 売掛金

## 相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
SB C&S株式会社	28,317
ダイワボウ情報システム株式会社	21,405
株式会社ネットワーク	19,704
パナソニックコネクト株式会社	17,911
NECパーソナルコンピュータ株式会社	10,447
その他	27,248
合計	125,035

## 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率 (%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞在期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
90,541	501,114	466,620	125,035	78.9	78.5

## ②流動負債

## a. 買掛金

## 相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社ツルマウソフト	3,465
日本ビジネスシステムズ株式会社	1,891
株式会社ウルトラエックス	1,426
株式会社Trive	1,314
NHNテコラス株式会社	352
その他	378
合計	8,826

b. 契約負債（短期）

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
SB C&S株式会社	54,211
株式会社ネットワーク	46,067
パナソニックコネクト株式会社	45,646
日本電気株式会社	29,228
ダイワボウ情報システム株式会社	21,283
その他	43,493
合計	239,930

③固定負債

a. 契約負債（長期）

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
パナソニックコネクト株式会社	27,704
SB C&S株式会社	23,181
日本電気株式会社	19,016
丸紅情報システムズ株式会社	13,072
株式会社ネットワーク	9,129
その他	7,141
合計	99,246

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】  
該当事項はありません。

## 第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 <a href="https://www.onebe.co.jp/">https://www.onebe.co.jp/</a>
株主に対する特典	なし

- （注）1．当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3．当社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第二部【特別情報】

### 第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

### 第三部【株式公開情報】

#### 第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。



## 第2【第三者割当等の概況】

### 1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権
発行年月日	2023年6月29日
種類	第8回新株予約権（ストック・オプション）
発行数	普通株式200株
発行価格	55,000円
資本組入額	27,500円
発行価額の総額	11,000,000円
資本組入額の総額	5,500,000円
発行方法	2023年6月29日開催の定時株主総会及び2023年6月29日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	（注）1

（注）1．第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例並びにその期間については以下のとおりであります。

（1）特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第107条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までにおいて、第三者割当による募集株式の割当を行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）、第三者割当による新株予約権の割当てを行っている場合、又は当該新株予約権の行使による株式の交付を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当又は交付を受けた者について、担当J-Adviserに対して以下の各事項について書面により確約を行わせるものとされております。

①割当又は交付を受けた株式及び新株予約権（以下「割当株式等」という。）について、割当又は交付を受けた日から上場日以後6か月を経過する日（割当株式等の割当又は交付を受けた日以後1年間を経過していない場合には、当該割当又は交付を受けた日から1年間を経過する日）までの継続所有であること。

②割当株式等を譲渡する場合はあらかじめ新規上場申請者に書面により通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。

③その他同取引所が必要と認める事項

（2）新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請者の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。

（3）当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は2023年3月31日であります。

2．発行価格は、第三者の専門家よりDCF（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）法を基に算定された価格を総合的に勘案して決定した価格です。

3. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下の通りです。

新株予約権	
行使時の払込金額	55,000 円
行使期間	2025 年 3 月 26 日から 2033 年 3 月 25 日
行使の条件	「第一部 企業情報 第 5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

4. 退職者等により、従業員 1 名 5 株の権利が喪失しております。  
 5. 2023 年 11 月 2 日付で普通株式 1 株につき 50 株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「発行数」及び「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

## 2【取得者の概況】

### 新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
仁科 秀隆	千葉県柏市	会社員	5	275,000 (55,000)	当社従業員
岡田 美喜子	神奈川県川崎市	会社員	5	275,000 (55,000)	当社従業員
大澤 裕貴	東京都中野区	会社員	5	275,000 (55,000)	当社従業員
井口 俊介	東京都杉並区	会社員	5	275,000 (55,000)	当社従業員
西村 恵里奈	東京都杉並区	会社員	15	825,000 (55,000)	当社従業員
山本 恭子	千葉県柏市	会社員	10	550,000 (55,000)	当社従業員
安蒜 春菜	千葉県松戸市	会社員	10	550,000 (55,000)	当社従業員
伊坂 有司	埼玉県さいたま市	会社員	10	550,000 (55,000)	当社従業員
半戸 祐次	東京都中野区	会社員	50	2,750,000 (55,000)	当社従業員
小松 良平	神奈川県横浜市	会社員	20	1,100,000 (55,000)	当社従業員
佐野 圭吾	神奈川県横浜市	会社員	20	1,100,000 (55,000)	当社従業員
大見 一弘	千葉県柏市	会社員	40	2,200,000 (55,000)	当社従業員

- (注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。  
 2. 2022 年 11 月 2 日付で普通株式 1 株につき 50 株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格 (単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格 (単価)」を記載しております。

## 3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (%)
加藤 貴（注）1, 2	東京都日野市	234,000 (21,500)	31.58
チエル株式会社（注）1	東京都品川区東品川2-2-24 天王洲セントラルタワー22F	142,500	19.23
板井 清司（注）1, 3	東京都北区	105,000 (10,000)	14.17
筑地 宏次（注）1, 4	静岡県静岡市	65,000 (5,000)	8.77
國房 啓一郎（注）1	東京都豊島区	50,000	6.75
吉田 宣也（注）1	神奈川県横浜市	50,000	6.75
物永 修次（注）1	東京都三鷹市	25,000	3.37
藤原 友人（注）1	長野県安曇野市	15,000	2.02
荻原 裕英（注）3	東京都目黒区	10,000 (10,000)	1.35
藤田 善信（注）4	千葉県市川市	4,500 (4,500)	0.61
市川 理恵（注）4	埼玉県入間市	4,000 (4,000)	0.54
関 薫雄（注）4	東京都江戸川区	3,500 (3,500)	0.47
古屋 貴義（注）4	東京都昭島市	3,500 (3,500)	0.47
前場 宏之（注）4	東京都中野区	3,000 (3,000)	0.40
中西 隆行（注）4	埼玉県川口市	3,000 (3,000)	0.40
牧 真一郎（注）4	千葉県習志野市	2,500 (2,500)	0.34
柚木 春香（注）4	東京都練馬区	2,500 (2,500)	0.34
木村 覚史（注）4	東京都新宿区	2,500 (2,500)	0.34
半戸 祐次（注）4	東京都中野区	2,500 (2,500)	0.34
大見 一弘（注）4	千葉県柏市	2,000 (2,000)	0.27
仁科 秀隆（注）4	千葉県柏市	1,750 (1,750)	0.24
井口 俊介（注）4	東京都杉並区	1,750 (1,750)	0.24
小屋 晋吾（注）3	神奈川県横浜市	1,250 (1,250)	0.17
西村 恵里奈（注）4	東京都杉並区	1,250 (1,250)	0.17
小松 良平（注）4	神奈川県横浜市	1,000 (1,000)	0.13
佐野 圭吾（注）4	神奈川県横浜市	1,000 (1,000)	0.13
岡田 美喜子（注）4	神奈川県川崎市	750 (750)	0.10
大澤 裕貴（注）4	東京都中野区	750 (750)	0.10
山本 恭子（注）4	千葉県柏市	500 (500)	0.07

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
安蒜 春菜（注） 4	千葉県松戸市	500 (500)	0.07
伊坂 有司（注） 4	埼玉県さいたま市	500 (500)	0.07
計	—	741,000 (91,000)	

- （注）
1. 特別利害関係者等（大株主上位 10 名）
  2. 特別利害関係者等（当社の代表取締役）
  3. 特別利害関係者等（当社の取締役）
  4. 当社の従業員
  5. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第 3 位を四捨五入しております。
  6. ( ) 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数です。

独立監査人の監査報告書

2023年12月1日

ワンビ株式会社  
取締役会 御中

そうせい監査法人  
東京都千代田区

指定社員  
業務執行社員 公認会計士

菊池 慎太郎

指定社員  
業務執行社員 公認会計士

一木 伸夫

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているワンビ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワンビ株式会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2022年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上